

奈良県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・丹原地区）計画を定めようとするので、同条第
七項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業の計
画の概要を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 縦覧期間

令和二年六月二十二日から令和二年七月十三日まで

二 縦覧場所

五條市役所

三 その他

計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対し意見書
を提出することができる。